

会議の名称	平成29年度第1回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成29年5月10日(水) 午後6時30分～8時30分		
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ3階 情報研修室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：  (委員) 日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵会長職務代理・羽生田孝雄委員・水越久吉委員  (市事務局) 東村総務部長・清水総務部次長・武藤総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者： 臼井雅子会長・當間丈仁委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	(1) 市長挨拶 (2) 委嘱状交付 (3) 委員紹介 (4) 会長選出・会長職務代理の指名 (5) 会長へ諮問書授受 (6) 会議の公開と「傍聴に関する定め」について (7) 諮問審議 ・平成29年度諮問第1号 「がん検診受診率向上及び精度管理向上事業業務委託」(健康増進課) (8) 報告 ・平成28年度第5回の審議会でも出された意見に対する回答 ・小学校通学路への防犯カメラ設置の追加(学務課) ・東村山駅東口駐輪場への防犯カメラ設置(地域安全課) (9) 委員名簿の庁内利用について確認		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 市長挨拶 皆さんこんばんは。東村山市長の渡部尚でございます。本日は大変お忙しいところ、本年度第1回目となります個人情報保護運営審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。後ほど委嘱状をお渡しさせていただきますが、2年間よろしくお願ひ申し上げます。日下委員以外の皆様は、継続して委員をお受けいただきまして、引き続きよろしくお願ひ申し上げる次第でありますし、日下委員におかれましては、この度は新たに委員をお受けいただきましてありがとうございます。 本審議会は、市が個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合に、様々な角度から審査をしていただいております。私は、本審議会には参加しておりませ			

んが、会議終了後必ず議事録が回ってきまして、本当に細かい点まで丹念にご議論いただいているということで、改めて感謝申し上げます。

昨夜、大手の人材派遣会社で、登録者の個人情報約 15,000 人分が元社員によって持ち去られたニュースが報道されてました。我々といたしましては、委託業者を信用するしかありませんが、幾重にも個人情報保護体制がとれているか確認し、市から個人情報が漏えいしないようにしなければならないと思っているとあります。

本日も、1 件の諮問審議をお願いします。大変お忙しい最中ではございますが、東村山市における個人情報が的確に保護されるよう、先生方のご指導をいただきながら、我々もつくって参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げて、私からの挨拶に代えさせていただきます。

## (2) 委嘱状交付

## (3) 委員紹介

### (日下委員)

市内に30年以上住んでいますが、これまで東村山市に関わる機会はありませんでした。これから市民として少しでもお役に立てればと思います。また、他自治体に長く勤めていましたので、行政とは関わりが深いです。現在、個人情報の取扱いについては厳しい状況を迎えていると思います。番号法が施行された中でこれから行政としてどう関わっていくのか、皆さんと一緒になって勉強させていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

### (嶋田委員)

NEC でユニックスコンピュータの開発を担当していました。ICT (Information and Communication Technology) が発達している今日では、コンピュータがなければ業務は処理できないと思います。私は、様々なケースでセキュリティの保護について経験したので、そういった視点からコメントを出させていただきます。よろしくお願ひいたします。

### (田村委員)

4 期目になります。東京都で福祉や人権関係の仕事をしていました。東村山市職員の方々は、個人情報保護について熱心に考えてくださるので、委員として非常にやりがいがあります。個人情報の取扱いに関する事故が起きないように、皆さんと審議を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

### (羽生田委員)

市内で行政書士の事務所を開いています。それ以前は民間の会社で働いていました。一般企業で働いていた目線と市民の目線で審議を聞いていますので、本題の個人情報保護以外の質問をしてしまうこともあるかと思ひます。その際にご指摘いただければと思ひます。4 期目となりますが、よろしくお願ひいたします。

### (水越委員)

公募で3 期目になります。システム関係に疎いので、的外れな質問をしてしまうかもしれませんが、興味を持って取り組んで参ります。引続きどうぞよろしくお願ひいたします。

～続けて事務局の自己紹介が終了～

(4) 会長選出、会長職務代理の指名

委員互選の結果、臼井委員が会長に選出された。臼井会長から事前に「本日は欠席するが、もし会長に選出された場合は田村委員を会長職務代理に指名したい。」との申し出があったため、田村委員が会長職務代理に指名される。

～委員一同賛成～

(5) 諮問書授受

渡部市長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。

(6) 会議の公開と「傍聴に関する定め」について

(情報公開係長)

お手元の資料のうち「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針（以下、「指針」という。）」という題名の文書をご覧ください。この指針は、市政に市民の意見を反映させることなどを目的とした会議で、市民や有識者の方が委員となっているものについて、「会議の開催日時をホームページ等で周知すること」、「原則、会議を傍聴可にすること」、「会議録や委員名簿をホームページで公開すること」といった、市政の透明性を向上させるためのルールを定めたものである。個人情報保護運営審議会もこの指針の対象となる。新しい委員が入られたので、この指針に従いこの会議を傍聴可にするかどうか、会議録をどういった形式で作るか、ホームページの委員名簿にどこまで情報を載せるか、この3点について改めて決めていただきたい。

これまでのこの会のやり方だが、会議は非公開、傍聴不可で行っていた。会議の中で市の情報セキュリティ対策が具体的にどうなっているかといった話や、これから入札を予定している委託契約の話が出るため、公開するとセキュリティ対策の手の内が知られてしまい、安全性が低くなる危険があることや、先に契約に係る情報を知った者が有利になってしまうなど公正な契約に支障が出ることから、指針ができたときに委員の皆様で話し合っただけで会議は非公開と決定された。ただ、会議録は、公開できない部分のみ墨塗りするなどの対策をしたうえで、市ホームページで公表している。

会議録の作成形式は、資料の一番後ろに現在のものが見本でついている。発言者氏名は入れずに委員の発言と市の回答を順番に書いていく形式である。

ホームページの委員名簿、これは本日机の上にコピーをお配りしてるのでご覧ください。区分・氏名・性別・就任日・職業、備考が載っている。備考には、公募の方であるとか、他の審議会委員を兼任されているといった情報を載せている。今期からはどういう形にするか、会長から皆様に諮ってお決めいただくようお願いする。

- 何かご意見はあるか。
- これまで非公開で会議を進めてきたとのことだが、たとえば市民や議会から当審議会を公開にすべきではないのかという意見はあったのか。
- 当審議会は、そのようなご意見がきたことはない。
- 当審議会は、指針第4のただし書きに該当するので会議を非公開とし、また会議を公開すべきであるという意見もないので、これまで通り進めていただいて構わないと考える。
- 委員名簿の公表についてご意見はあるか。ちなみに他審議会の公表方法も当審議会と同じなのか。

- 多少の違いはあるが、だいたい同じ内容を公表している。
- 情報公開運営審議会では、発言者氏名を公表している。その理由は、他審議会の模範となるように会議録を作成しようと会で決定したからである。ただ、会議録は、誰が発言したかより、どういう内容が話されどう審議されたのかが重要なので、当審議会については、これまで通り審議内容だけ公表する形でいいと考える。
- 情報公開運営審議会の事務局は、当審議会と同じなのか。
- 一緒である。
- 情報公開運営審議会は、会議を公開しているのか。
- 公開している。
- 情報公開運営審議会は、会議を公開しているので氏名も公開している。当審議会は公開していないので、氏名は非公表としている。二つの審議会の公開に関する考え方は違うが、指針に基づいているので齟齬はないと考える。
- 当審議会では、これから入札を予定している委託契約の話や市の情報セキュリティ対策がどうなっているかといった話がでてくる。会議を公開した場合、他事業者等が情報をとりにくる可能性があるので、非公表にした方が良い。
- 確認だが、指針の【(会議録等の公表) 第7 4】に「会議録等のホームページ掲載期間は、会議開催日の属する会計年度の翌年度から起算して3年を原則とする」とあるが、東村山市の行政文書の保存期間は5年としているのか。
- 審議会等の会議録について、紙媒体の行政文書は保存年限を永年としている所管が多い。ホームページ上での掲載期間は原則3年としている。
- 会議録以外の行政文書の保存年限は通常5年なのか。
- 5年の他に、1年、3年、10年保存がある。
- ホームページでの掲載期間を3年にしている理由は、サーバーの容量の問題なのか。
- お見込みのとおり。
- 情報コーナーでも、会議録を見ることができるのか。
- 情報コーナーと中央図書館に会議録を永年分置いてある。

～これまで通りの形で会を進めていくことが決定～

#### (7) 諮問審議

- 「がん検診受診率向上及び精度管理向上事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

#### ※委員意見及び健康増進課の回答

- 諮問書2ページ【(1) 市が受託者へ提供する個人情報】に「個人番号（マイナンバーではなく市が独自に付番している識別番号）」(以下、「市付番の個人番号」という。)とある。この市付番の個人番号とは、本業務を行うときにのみ付番されるもので、他所管の業務では使われない番号なのか。また、マイナンバーのように一度付番されたら原則ずっと同じ番号のままなのか。
- (情報公関係) 番号法に基づく個人番号(以下、「マイナンバー」という。)が付番される以前、市の住民基本台帳(以下「住基」という。)をシステム化した際に、市民一人に一つずつ識別番号を付番した。それが市付番の個人番号であり、現在も各課で多くの事務で使用している。生涯不変のものではなく、同じ方が

市外に転出後、再度東村山市に転入された場合は番号が変わる。

- 市内に長く居住している方の番号は、その間は変わらないという理解で良いか。  
→ (情報公開係) お見込みのとおり。
- 本事業は、がん死亡率を減少させることが目的なのか。それとも、重複受診等で膨張した医療費を削減することも目的のうちなのか。  
→ 医療費の削減も目的の一つである。受診勧奨によりがんの早期治療に結びつけ、死亡率を減少させることを目的としている。その結果、医療費の削減にも結び付くと考えている。
- どの部位のがん治療に医療費がいくらかかっているのかは、他所管で医療費分析を行っているので結果がすでに判明していると思う。そのデータを用いれば、がん検診受診実態把握調査の調査票(以下、「調査票」という。)を送付する対象者も絞ることができるので、実効性の高い調査になると考える。  
→ 医療費分析をやっている保険年金課から分析データを得ることも可能だが、がん検診に対する市民の意識等を把握したい趣旨で調査を実施する。また、過去の検診データを集計・分析し、受診勧奨の対象者をどの年代のどのがんの種類にするのかを決めたいと考えている。
- 調査票の案、調査票に盛り込みたい設問は決まっているのか。  
→ 調査票は、契約締結後に受託者と協議して作成する。
- 本事業は、東村山市として初めて実施するのか。  
→ がん検診の受診率向上事業はこれまでも実施しているが、精度管理向上のための業務を含めたものは初めて委託する。
- 諮問書1ページ【1委託理由】に、市民のがん検診受診率を向上させたいと書かれているので、がん検診受診率の目標値を教えてください。また、現在の受診率は何パーセントなのか。掲げている目標と現状に乖離があるから本業務を開始するのだろうと思い、このような質問をしている。  
→ 国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」では、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つの検診を市町村で実施し、「がん対策推進基本計画」では、5つの検診受診率を50%以上に向上させるよう示されている。  
当市は現状、5つの検診すべて50%に達していない。27年度の受診率は胃がん3.4%、大腸がん5.5%、子宮頸がん13.7%、乳がん17.1%、肺がん0.6%である。  
大腸がんについては検診受診率向上事業を以前より実施しており、49歳になる市内在住の方に受診勧奨をしている。その結果、勧奨をした2,269名のうち455人(約20%)が受診した。27年度の大腸がん受診率は全体では5.5%なので、勧奨すれば受診につながるという実績がある。
- 勤務先でがん検診を受診された方は受診率に含まれないのか。  
→ お見込みのとおり。今回委託する調査票に勤務先での受診に関する設問を入れることで、勤務先で受診している見込数値は算出できると考えている。
- 他市と比べて東村山市は受診率が高いのか。  
→ 手元に資料がないので正確な数値はお答えできないが、低い方である。
- 仕様書に調査の対象者は、「20歳から75歳未満より無作為抽出をした5,000人とする」とあるが、男女比、年齢、地域性は考慮されるのか。  
→ 考慮する。
- ぜひ考慮していただきたい。ただランダムに抽出しても意味のあるデータにはならない。また、契約書一式を見たが、東村山市の個人情報保護条例と整合性がとれていて良くできている。ただ大事なものは、この契約書に沿った履行をどう

確保していくかである。委託業者を信頼することも必要だと思うが、所管としては個人情報保護のための契約条項が適正に履行されるよう、こういった方策を考えているのか。市が立ち入り調査をして作業実態を確認するという方法もある。履行をどう確保していくのか工夫されると良い。

- 履行確保の方策を考える上で具体的に質問すると、本業務の受託者は東村山市と初めて委託契約をするのか。
- 当市では、大腸がん検診受診率向上事業を以前から本業務の受託者をお願いしているので初めてではない。
- 宛名ラベルの印刷ミスが起こった際の、再委託先における廃棄方法はどのようなのか。また、受託者は退職する従業員に「退職後も業務で知り得た情報を口外してはいけない」という内容が書かれた誓約書を書いてもらっているか。例えば受託者にこういった具体的な質問を投げることが、「東村山市は個人情報にうるさいな」と思わせ、受託者に対する牽制となる。
- ご意見に基づき、履行確保の方策について検討する。
- 諮問書4ページ【(3) 契約終了後の個人情報データの保存年限、返還・廃棄方法】に「専用の消去ソフトを使用し」とある。可能であれば受託者に、消去ソフトの名称とバージョンを尋ね、最新バージョンかどうかを確認されると良い。最新でないことから情報漏洩が起こるおそれもある。市から具体的に詳細に尋ねることで、受託者に対する歯止めになり正確な履行の確保につながる。
- 承知した。本事業の受託者は26年度から3年間、当市における大腸がんの受診勧奨事業の実績があるので、この間にヒヤリハット事例があったかどうか確認する。
- 再委託先は、プライバシーマークを持っているのか。規模の小さい事業者だと持っていない場合もある。
- 再委託先はまだ決まっていない。
- 受託者は厚生労働省、東京都、近隣自治体からも業務を受託されてるので実績があり、信頼できる事業者であるとホームページから見て取れる。先ほど、大腸がん検診の実績の説明があったが、本委託事業は、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの検診対象者へ勧奨業務を実施するのか。
- 今回の調査や過去の受診履歴を踏まえ、どの年代のどのがんの受診対象者に受診勧奨するかは、受診状況や検診結果の分析後に決めていく。
- 諮問書3ページに、「USBメモリの授受の際には～貸出時と返却時に係長の確認印を受ける。」とある。USBメモリを通して事業者と情報のやりとりを行うので、正確に貸出及び返却がされないといけない。また、情報管理は課長が行うものなので、課長が確認した方がよい。
- 承知した。
- 受託者と再委託先が取扱う個人情報には氏名、住所、市付番の個人番号の3つであるが、調査票を分析する上で、年齢や性別も提供する必要があるのでないか。
- 調査票は無記名だが年代と性別を書く設問がある。受託者が分析に必要とする属性情報はここまでである。
- 諮問書2ページに「市から貸与されたUSBメモリは、～施錠できる保管庫または部屋に保管し」とあるが、それをきちんと守っているか市は見ることができないので、受託者から鍵の管理台帳を提出させ、管理の方法を確認した方がよいと思う。
- 承知した。
- 諮問書18ページ【委託契約書】に「第18条(乙の解除権)」とあるが、締結

する委託契約書に、事業者側からの解約条項が記載されていることは珍しいのではないか。

- (情報公開係) この契約書の約款は契約課が作成しているもので、特別な理由がなければ各課はこの書式を使用することになっている。乙の解除権について、当市独自の考えで取り入れているのか、他自治体でも入れているのか、契約課に確認して次回報告する。
- 市側の意向で契約内容を大きく変更したい、契約金額を下げたい等の受託者の期待を裏切るような提案を市が行った場合に、乙が解除権を行使できるという規定と思われる。市と民間事業者は対等な立場で委託契約を締結しなければならないという国や都の考え方に基づくものだろう。
- 市民の方が回答を記入した調査票は、直接受託者ではなくまず市に送付されるのか。また、調査票の回答内容は市職員が確認し、もし個人情報の書き込みがあればその部分は消してから受託者へ送るという理解でよいか。
- お見込みのとおり。
- 回答が返ってきた調査票の内容を確認する市職員は何人か。無記名の調査票でも名前や住所等の個人情報を書いてしまう方もいるので、注意深く作業していただきたい。
- 健康増進課成人保健係の7名で行う。個人情報の書き込みがないかは十分注意して確認する。
- 諮問書2ページに「個人情報データは、作業担当者及び個人情報取扱責任者のみが知り得る開封パスワードで保護し」とある。作業担当者にも教えた方が業務を進める上では便利であるが、個人情報取扱責任者のみに教えた方がセキュリティ上安心である。
- 承知した。個人情報取扱責任者のみに教えることにする。
- 医療機関分析や制度管理に関する検討会サポートの際に、受託者は市付番の個人番号は取り扱うのか。
- 取り扱わない。
- 再委託先のみが個人情報を取り扱うのであれば、受託者はUSBメモリのパスワードを知る必要がないのではないか。
- 受託者は、USBメモリ内の個人情報をPCにダウンロードはしないが、内容の確認はするのでパスワードは必要である。
- 本来は、再委託をせずに本事業を実施するのが望ましいが、再委託をするのであれば、市は再委託する事業者をきちんと確認し、再委託先における個人情報の取扱いがきちんとされているか受託者から聞いてもらいたい。
- 承知した。
- ベネッセの個人情報漏洩事件も再委託先から流出した。再委託先から漏洩することもあるので注意が必要である。
- 受託者は、PCに個人情報をダウンロードをしないとのことだが、市は確認のしようがない。
- 作業場所の入出者の管理やPCを誰がいつ触っていたのか確認していくしかない。
- それは再委託先から市に報告してもらおうのか。
- 報告してもらおう。
- 再委託をする際、受託者が再委託先と締結した契約書(案)の写しを提出してもらおうが、その契約書の履行確保をどこまで市が行えるのか。市は委託先の作業内容には関与できるが、再委託先に対しては二次的な立場であるため難しい。個人情報の取扱いに関する特約条項の第13条に基づき、再委託先にも作業確

認のため立ち入り検査をする必要もあるかもしれない。

個人情報には、重い情報から軽い情報まで様々である。本委託業務では再委託先は宛名ラベルの印刷を行うだけなのでそれほど重い情報とはいえないが、個人情報であることは間違いないので注意が必要である。

- 宛名ラベルには、市付番の個人番号は印字されないという理解でいいか。個人番号が宛名ラベルに書いてあると、その番号から市の持っている個人情報に紐付く心配があるので、宛名ラベルには印字しないでいただきたい。
- 承知した。
- 受託者は作業担当者に個人情報の漏えいにかかる誓約書を提出させるとのことだが、市はその書式を確認し、内容に漏れがないか確認する必要がある。可能であれば再委託先の書式も確認するとよい。
- 委託先のプライバシーマークの有効期間が29年7月までなので、きちんと更新されるか確認してもらいたい。登録番号が末尾が(01)となっているので、今回初めてプライバシーマークを取得したことがわかる。この数字が(02)、(03)になると更新している。有効期限が過ぎた後にきちんと更新しているか聞くことで、東村山市は個人情報の取扱いに厳しいなという印象を持たせることができる。
- 精度管理に関する検討会（以下、「検討会」という。）の主催はどこか。
- 市である。
- 検討会の資料作成を受託者が行うのか。
- 医療機関でがん検診をする際、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」に示されている基準を超えた方には、精密検査も行う。しかし、医療機関によっては、国の基準に適した判定をしていない場合もあるので、正確な検診の実施と制度管理の向上のため、がん検診受託医療機関ごとの受診状況・検診結果等の分析を行い、それに係る資料を作成してもらう。
- 受託者は検討会のメンバーに入るのか。
- 入らない。
- 諮問書2ページに「その他がん検診精度管理に関する運営」とあるが、この書き方だと受託者が検討会のメンバーに入ると見えるので、「受託者は事務局に対して資料を提供する。」という書き方がいいと考える。
- 承知した。
- 本事業全体のスケジュールを教えてください。
- 「がん検診受診実態把握調査」を行いつつ、昨年度までのデータを用い「医療機関分析」を行う。「検討会」は、年に2回程開催し、「がん検診個別受診勧奨」は、「がん検診実態把握調査」終了後に実施する予定である。

## (8) 報告

### ○ 平成28年度第5回の審議会が出された意見に対する回答

(情報公関係主事)

< 諮問第8号 (地域安全課) >

- すでに防犯メールに登録している方に対しては、登録したメールアドレスを委託業者がどう管理しているのかを新たに説明することは不要だが、新規の登録希望者には、新規の登録時等で説明しておく必要があると考える。委託業者における個人情報の取扱いについて、登録希望者に周知した内容を報告していただきたい。



⇒ 平成29年3月1日号市報に『個人情報保護について』メールシステムを取り扱う事業者は個人情報の取扱い方針を作成し、プライバシーマークを取得するなど適切な管理を行っており、個人情報の目的外使用はしません。」という内容を掲載した。

<諮問第9号 (納税課)>

- 東村山市では業務を委託する場合、どの事業者に委託しているのかを明確にすることが多いと思う。本調査業務についても、例えば市外滞納者に市から送る催告文書に「居住の有無に関する調査業務を〇〇会社に委託しています。」と記載するなどの方法で、委託業者名を滞納者に周知することを検討していただきたい。
- ⇒ 本委託事業は、市外滞納者の自宅ポストに文書を直接投函することで滞納者への強い警告となることを目的のひとつとしており、催告文書にて事前に知らせることは効果を薄める結果になりかねないとの判断から、現時点で催告文書に記載することは考えていない。なお、市ホームページには掲載する予定。

<諮問第10号 (生活福祉課)>

- 受託者に、従業員の退職時に「業務上知り得た個人情報を退職後も口外しない」旨の誓約書を書かせているか確認してもらいたい。
- ⇒ 受託者は、従業員の入社時に「業務上知り得た個人情報を退職後も口外しない」旨の誓約書を取り交わしているが、退職時には取り交わしていないことを確認した。今後は年2回の立ち入り調査の際に使用している「金銭管理支援プログラム訪問調査チェック表」の下段に、「退職後も業務上知り得た個人情報を口外しない旨の誓約書を取り交わしている」の項目を追加し、活用していくこととする。

○ 小学校通学路への防犯カメラ設置の追加 (学務課)

(情報公開係長)

28年度第1回の審議会で、秋津・八坂・久米川小学校の通学路にある電柱や街路灯に防犯カメラを設置したことと、撮影データを警察に提供する際のルールなどをご報告した。順次小学校全校の通学路に付ける予定で、29年3月は新たに化成、回田、秋津東、富士見の4校に設置した。その内容は29年5月1日号市報でお知らせしている。

カメラは高さ5メートルほどの位置に設置しており、撮影データはカメラ内にあるSDカードに自動的に記録され、1週間ほどで順次上書きされる。カメラの箱には第三者がカードを取り出せないように鍵がかかっている。カメラの管理やデータ提供時のルールは、前回の審議会における報告と同じ運用である。設置業者によるカメラの定期点検は、年1回と契約上義務付けている。

お手元にあるA3の図面は、これまでに設置した7校のカメラの設置場所と映す方向がのったものである。資料の後ろに新たに設置した4校の図面をつけている。設置場所は、警察と協議して決めている。なお、カメラを設置したことは市報でお知らせしているが、この図面は防犯上の理由から公にはしていないので、部外秘の取扱いをお願いします。

○ 東村山駅東口駐輪場への防犯カメラ設置 (地域安全課)

(情報公開係長)

新しい委員さんがおられるので、これまで市の施設に防犯カメラを設置してきた経過をご説明する。18年に小学校、20年に市立保育園に防犯カメラを設置した。個人が映った撮影データを収集すること、警察から撮影データの提供を求められた場合には提供する可能性があることから、個人情報保護運営審議会に諮問し、可の答申をいただいてから設置した。その後は、市の施設に防犯カメラを設置する際は、「これまでの諮問で出た注意点を守って運用すること」を条件に、諮問ではなく事後報告とさせていただいている。

本日はご報告するのは、東村山駅東口第1駐輪場と第3駐輪場へのカメラ設置である。どちらの駐輪場も場内に通路が折れ曲がって見通しが悪い箇所があるため、防犯上の観点からカメラを設置した。第1駐輪場が4月11日、第3駐輪場が5月1日から撮影を開始している。

このカメラは、駐車場の指定管理者であるサイカパーキング株式会社のグループ会社であるモーリスコーポレーションが、遠隔操作で撮影データの管理を行う。

データの開示・画像提供に関する管理責任者は、市の地域安全課長としている。警察から捜査事項照会書により撮影データの提供を求められたときは、地域安全課が起案の市長決裁を得て、その後にモーリスコーポレーション株式会社が管理ソフトからレコーダーに接続してデータを抽出する。モーリスコーポレーション株式会社がデータを閲覧する際は、暗証番号入力が必要となっている。

当初の諮問でいただいたご意見に沿った運用として、「防犯カメラ稼働中であること、警察から依頼があれば撮影データを提供することもあること」を周囲によくわかるように掲示することという点については、場内にカメラの絵がついた周知ポスターを掲示している。

- 撮影記録を警察に提供した実績はあるのか。  
→ 実績はある。提供件数の統計はとっていないが、警察から撮影記録の提供依頼があったときは、防犯カメラを設置している所管から総務課へ相談がくることが多く、毎年1～2件ほどと記憶している。
- 昨今、保育園や小学校の周りでは様々な事件が発生しているので、防犯カメラ設置の重要性は高いが、個人情報撮影するので市民の意見は様々だと思う。
- 資料に「遠隔操作によって画像の記録を行う」とある。近年では、IoT (Internet of Things : パソコンやプリンタ等の情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながるという意味) の潮流があるが、ハッキングをされるケースもある。行政が機器を遠隔操作して個人情報を取扱う事業は他にあるのか。  
→ 行政が行う事業で、遠隔操作をするものはない。
- 遠隔操作の防犯カメラのセキュリティについて確認する必要があると思う。  
→ 承知した。
- 遠隔操作で画像の記録を行うのは、東村山駅東口第1駐輪場と第3駐輪場だけか。また、保育園や小学校等の防犯カメラは市が管理していて、駐輪場については指定管理者制度を導入しているので、管理はサイカパーキング株式会社の子会社が行っているのか。  
→ お見込みのとおり。
- 駐輪場の防犯カメラ設置コストは、市が負担しているのか。  
→ 指定管理料に含まれている。

(9) 委員名簿の庁内利用について確認

(総務課長)

委員名簿だが、役所内のいろいろな課から、事業やイベント等の案内を審議会委員の方に差し上げたいという話がある。その際に皆様のお名前とご住所を担当所管へ提供してもよろしいか。もちろん、事業等の内容は事前に総務課が確認する。

～委員一同了解～

(総務課長)

ご了解いただき感謝する。後日、やはり提供は止めてほしいということであれば、事務局へお申し出いただければ対応するのでよろしくお願ひしたい。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

**【理由】**

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。